

付録一 品目別規則

注釈

1 この付録に定める品目別規則の適用上、

(a) (i) 「VNM」とは、製品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額について

ては、当該非原産材料の価額を当該製品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるVNMの直後の数字により示す。例えば、「VNM四十パーセント」とは、VNMが製品の工場渡し価額の四十パーセントを超えないことを示す。

(ii) 「CC」とは、各類、項、号の製品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて二桁番号けたの水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(iii) 「CTH」とは、各類、項、号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて四桁番号けたの水

準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(iv) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号^{けた}の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(v) 「WO」とは、この附属書の第三条の規定に従い、産品が締約国の関税地域において完全に得られることをいう。

(b) 第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であつて第五十類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

2 この付録における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則 (注釈 (3)欄又は(4)欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品と
----------	--------	--

<p>第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p>	<p>第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p>	<p>第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p>	<p>第二類 肉及び食用のくず肉</p>	<p>第一類 動物（生きているものに限る。）</p>	<p>(1)</p>	
<p>〇五</p>	<p>〇四</p>	<p>〇三</p>	<p>〇二</p>	<p>〇一</p>	<p>(2)</p>	
<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CC（第一類からの変更を 除く。）</p>	<p>CC</p>	<p>(3) 又は (4)</p>	<p>する。）</p>

<p>第六類 生きている樹木その他の植物 及びりん茎、根その他これら に類する物品並びに切花及び 装飾用の葉</p>	<p>〇六（ただし、次のものを除く。） 〇六・〇二一</p>	<p>CC CC及びVNM五十パーセ ント</p>	<p>第七類 食用の野菜、根及び塊茎</p>	<p>〇七</p>	<p>CC</p>	<p>第八類 食用の果実及びナット、かん きつ類の果皮並びにメロンの 皮</p>	<p>〇八</p>	<p>CC</p>	<p>第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛 料</p>	<p>〇九（ただし、次のものを除く。） 〇九〇一・二二一〇九〇一・九〇</p>	<p>CC CTSH</p>	<p>第一〇類 穀物</p>	<p>一〇</p>	<p>CC</p>	<p>第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、で ん粉、イヌリン及び小麦グ</p>	<p>一一（ただし、次のものを除く。）</p>	<p>CC（第一〇類からの変更 を除く。）</p>
--	---	--	----------------------------	-----------	-----------	--	-----------	-----------	------------------------------------	--	-------------------------	--------------------	-----------	-----------	--	-------------------------	-------------------------------

<p>第二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p>	<p>ルテン</p>
<p>一一一</p>	<p>一一・〇五 一一・〇六 一一〇八・一三一―一一〇八・一四 一一〇八・一九―一一〇八・二〇</p>
<p>CC</p>	<p>CC (第七類からの変更を 除く。) CC (第七類からの変更を 除く。) CC (第七類又は第一〇類 からの変更を除く。)</p>

<p>第三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p>	<p>第四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p>	<p>第五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p>
<p>一三</p>	<p>一四</p>	<p>一五・〇一―二五・〇二 一五・〇三 一五・〇四―二五・〇六 一五・〇七―二五・〇八 一五・〇九―二五・一〇</p>
<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CC CTH CC CC CC CC (第七類からの変更を除く。) CC (第二二類からの変更を除く。)</p>

一五二一・一〇―一五二五・一九	CC (第二類からの変更を除く。)
一五二五・二一―一五二五・二九	CC (第一〇類からの変更を除く。)
一五二五・三〇―一五二五・九〇	CC (第二二類からの変更を除く。)
一五二六・一〇	CC (第二類又は第五類からの変更を除く。)
一五二六・二〇	CC (第七類、第八類又は第二二類からの変更を除く。)
一五二七・一〇	CC (第二類、第四類、第五類又は第二二類からの変更を除く。)
一五二七・九〇―一五二〇・〇〇	CC (第二類、第四類、第

	<p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p>
<p>一五二二・一〇〇 一五二二・九〇一―一五二二・〇〇〇</p>	<p>一六・〇一―一六・〇二 一六・〇三 一六〇四・一一―一六〇四・二二〇 一六〇四・三〇</p>
<p>五類、第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。 CC (第七類、第八類又は第二二類からの変更を除く。) CC (第二類、第四類、第五類又は第一二類からの変更を除く。)</p>	<p>CC (第一類、第二類又は第五類からの変更を除く。) CC (第二類、第三類又は第五類からの変更を除く。) CC (第三類からの変更を除く。) CC及びVNM五十パーセ</p>

	<p>第一七類 糖類及び砂糖菓子</p>	<p>一六・〇五</p>	<p>ント CC (第三類からの変更を 除く。)</p>
<p>一七・〇一</p>	<p>CC (第二類からの変更 を除く。)</p>		
<p>一七〇二・一一―一七〇二・一九</p>	<p>CC (第四類からの変更を 除く。)</p>		
<p>一七〇二・二〇</p>	<p>CC</p>		
<p>一七〇二・三〇―一七〇二・九〇</p>	<p>CC (第一類又は第一二 類からの変更を除く。)</p>		
<p>一七・〇三</p>	<p>CC (第二類からの変更 を除く。)</p>		
<p>一七〇四・一〇</p>	<p>CTH及び第一七類に分類</p>		

<p>第一八類 ココア及びその調製品</p>	
<p>一八（ただし、次のものを除く。） 一八・〇一 一八・〇六</p>	<p>一七〇四・九〇</p>
<p>CTH CC CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であつて生産に使用されたものの価額が当該製品の工場</p>	<p>される非原産材料であつて生産に使用されたものの価額が製品の工場渡し価額の三十分を越えないこと。 CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であつて生産に使用されたものの価額が製品の工場渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。</p>

	<p>第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品</p>
	<p>一九・〇一 一九・〇二 一九・〇三</p>
<p>渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。</p>	<p>CC (第一〇類又は第一一類からの変更を除く。) CC (第一〇類(デュラム小麦を除く。)) 又は第一一類(デュラム小麦から生産される産品を除く。)) からの変更を除く。 CC (第一〇類(第一〇・〇一項を除く。)) 又は第一一類(第一一・〇一項を除く。)) からの変更を除く。 CTH及びVNM四十パーセント</p>

	<p>第二〇類 野菜、果実、ナットその他 植物の部分の調製品</p>
<p>一九〇五・九〇</p>	<p>二〇（ただし、次のものを除く。）</p>
<p>CC（第一一・〇五項からの変更を除く。）</p>	<p>二〇〇二・一〇</p> <p>二〇〇四・一〇</p> <p>二〇〇八・一一</p> <p>二〇〇八・二〇―二〇〇八・九二</p> <p>二〇〇九・一一―二〇〇九・一二</p> <p>CC及びVNM六十パーセント</p> <p>CC（第七類からの変更を除く。）</p> <p>CC（第七類からの変更を除く。）</p> <p>CC（第七類からの変更を除く。）</p> <p>CC（第二二類からの変更を除く。）</p> <p>CC（第八類からの変更を除く。）</p> <p>CC（第八類からの変更を除く。）</p>

<p>第三類 飲料、アルコール及び食酢</p>	<p>第二類 各種の調製食料品</p>	
<p>二三・〇一</p>	<p>二二 (ただし、次のものを除く。)</p> <p>二二〇三・二〇</p> <p>二二・〇五</p> <p>二二・〇六</p>	<p>二〇〇九・五〇</p> <p>二〇〇九・七一―二〇〇九・七九</p>
<p>CC</p>	<p>CC</p> <p>CC (第七類又は第二〇類からの変更を除く。)</p> <p>CC (第四類又は第一九類からの変更を除く。)</p> <p>CC及びVNM四十五パーセント</p>	<p>CC (第七類からの変更を除く。)</p> <p>CC (第八類からの変更を除く。)</p>

二二・〇二	CTH及びVNM五十五パーセント	
二二・〇三	CTH	
二二・〇四―二二・〇六	CC (第八類又は第二〇類からの変更を除く。)	
二二・〇七	CC	
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	CTH (第二二・〇七項からの変更を除く。)	VNM六十パーセント
二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	CTH (第二二・〇七項からの変更を除く。)	
二二〇八・七〇	CTH (第二二・〇七項からの変更を除く。)	VNM六十パーセント
二二〇八・九〇		

<p>第三類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料</p>	
<p>二三(ただし、次のものを除く。) 二三〇一・一〇 二三〇一・二〇</p>	<p>合成清酒又は料理用酒(みりん) 飲料(果実及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。) その他のもの 二三・〇九</p>
<p>CTH CTH(第二類又は第五類からの変更を除く。) CTH(第三類からの変更を除く。)</p>	<p>CTH及びVNM六十パーセント CTH(第八類又は第二〇類からの変更を除く。) CTH(第二二・〇七項からの変更を除く。) CTH</p>

	二三・〇九	C T H 及び V N M 六十パーセント	
第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品	二四（ただし、次のものを除く。） 二四〇一・一〇―二四〇一・二二〇 二四〇一・三〇	C T H C C C T S H	
第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント	二五・〇一	C C	
第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	二八〇四・六一―二八〇四・六九 二八四四・一〇 二八四四・二〇―二八四四・五〇	C T S H C C C T S H	V N M 六十パーセント
第二九類 有機化学品	二九（ただし、次のものを除く。）	C T S H	V N M 六十パーセント

<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>第三二類 肥料</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>二九〇五・四四 二九〇六・一一 二九一八・一四―二九二八・一五 二九・四〇</p>	<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>三二二・〇四</p>	<p>CTH (第一七・〇二項か らの変更を除く。)</p>	<p>VNM六十パーセント</p>
<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>第三二類 肥料</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>二九〇五・四四 二九〇六・一一 二九一八・一四―二九二八・一五 二九・四〇</p>	<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>三二二・〇四</p>	<p>CTH (第一七・〇二項か らの変更を除く。)</p>	<p>VNM六十パーセント</p>
<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>第三二類 肥料</p>	<p>第三〇類 医療用品</p>	<p>二九〇五・四四 二九〇六・一一 二九一八・一四―二九二八・一五 二九・四〇</p>	<p>第三二類 なめしエキス、染色エキ ス、タンニン及びその誘導 体、染料、顔料その他の着 色料、ペイント、ワニス、</p>	<p>三二二・〇四</p>	<p>CTH (第一七・〇二項か らの変更を除く。)</p>	<p>VNM六十パーセント</p>

<p>第三四類</p> <p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>	<p>パテその他のマスチック並びにインキ</p>
<p>三四・〇二</p>	
<p>CTH</p> <p>注釈 この規則を適用するに当たり、第三四・〇二項に分類される非原産材料であつて生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が製品の工場渡</p>	<p>産材料であつて生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が製品の工場渡し価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの間税分類の変更であつて四桁番号の水^け準におけるものを必要としない。</p>
<p>VNM六十パーセント</p>	

<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p>	<p>第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こう</small>膠着剤及び酵素</p>	
<p>三八・〇一</p>	<p>三五・〇一 三五〇二・一一―三五〇二・一九 三五〇二・二〇―三五・〇四 三五・〇五</p>	
<p>CTSH</p>	<p>CC CC (第四類からの変更を除く。) CTH CC (第一類からの変更を除く。)</p>	<p>し価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であつて四桁番号の水<small>け</small>準におけるものを必要としな</p>
<p>VNM六十パーセント</p>		

<p>第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ</p>	<p>第四一類 革 原皮（毛皮を除く。）及び</p>	<p>第四〇類 ゴム及びその製品</p>	<p>第三九類 プラスチック及びその製品</p>	
<p>四二</p>	<p>四一</p>	<p>四〇・一一</p>	<p>三九・〇一―三九・一三</p>	<p>三八〇五・九〇 三八・〇六 三八〇九・一〇 三八二四・六〇</p>
<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CTSH</p>	<p>CTSH</p>	<p>CTSH CTSH CTH（第一一類又は第三五類からの変更を除く。） CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）</p>
		<p>VNM六十パーセント</p>	<p>VNM六十パーセント</p>	<p>VNM六十パーセント VNM六十パーセント</p>

<p>グその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>	<p>第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p>	<p>第四四類 木材及びその製品並びに木炭</p>	<p>第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p>
	<p>四三</p>	<p>四四・一二</p>	<p>四六（ただし、次のものを除く。） 四六〇一・二九 四六〇一・九四 四六〇二・一九</p>
	<p>CC</p>	<p>CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）</p>	<p>CTH CC（第一四類からの変更を除く。） CC（第一四類からの変更を除く。） CC（第一四類からの変更を除く。）</p>
		<p>VNM六十パーセント</p>	

<p>第五〇類 絹及び絹織物</p>	<p>五〇（ただし、次のものを除く。） 五〇・〇五 五〇・〇六</p>	<p>CTH CTH（第五〇・〇六項からの変更を除く。） CTH（第五〇・〇五項からの変更を除く。）</p>	
<p>第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p>	<p>五一（ただし、次のものを除く。） 五一・〇四 五一・〇六一―五一・一〇 五一・一一―五一・一三</p>	<p>CTH CC CTH（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。） CTH（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）</p>	

<p>第五二類 綿及び綿織物</p>	<p>五二（ただし、次のものを除く。） 五二・〇四―五二・〇七 五二・〇八―五二・一二</p>	<p>CTH CTH（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。） CTH（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）</p>	
<p>第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物</p>	<p>五三（ただし、次のものを除く。） 五三・〇三 五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八</p>	<p>CTH CC CC CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）</p>	

	<p>第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</p>	<p>五三・〇九―五三・一一</p>	<p>CTH (第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。)</p>
<p>第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物</p>	<p>五四 (ただし、次のものを除く。) 五四・〇七―五四・〇八</p>	<p>CC CTH (第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。)</p>	<p>五五 (ただし、次のものを除く。) 五五・〇八―五五・一一</p>
<p>五五・一二―五五・一六</p>	<p>CC CTH (第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。) CTH (第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。)</p>		

<p>第五六類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</p>	<p>五六</p>	<p>CC</p>	
<p>第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物</p>	<p>五七</p>	<p>CC</p>	
<p>第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布</p>	<p>五八</p>	<p>CC</p>	
<p>第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品</p>	<p>五九（ただし、次のものを除く。） 五九・〇一</p>	<p>CC CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から</p>	

五九・〇三一五九・〇九

五九・一一

第五三・一一項までの各項、
第五四・〇七項、第五四・〇
八項又は第五五・一二項から
第五五・一六項までの各項か
らの変更を除く。）

CC (第五〇・〇七項、第
五一・一一項から第五一・一
三項までの各項、第五二・〇
八項から第五二・一二項まで
の各項、第五三・〇九項から
第五三・一一項までの各項、
第五四・〇七項、第五四・〇
八項又は第五五・一二項から
第五五・一六項までの各項か
らの変更を除く。)

CC (第五〇・〇七項、第
五一・一一項から第五一・一
三項までの各項、第五二・〇

<p>第六二類 衣類及び衣類附属品（メリ</p>	<p>第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p>	<p>第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物</p>	
<p>六二</p>	<p>六一</p>	<p>六〇</p>	
<p>CC（第五〇・〇七項、第</p>	<p>CC（第六〇類からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わせられ、又は組み立てられることを条件とする。</p>	<p>CC</p>	<p>八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）</p>

<p>第六三類 紡織用繊維のその他の製 品、セット、中古の衣類、</p>	<p>ヤス編み又はクロセ編みの ものを除く。）</p>
<p>六三（ただし、次のものを除く。）</p>	
<p>CC（第五〇・〇七項、第 五一・一一項から第五一・一</p>	<p>五一・一一項から第五一・一 三項までの各項、第五二・〇 八項から第五二・一二項まで の各項、第五三・〇七項から 第五三・一一項までの各項、 第五四・〇七項、第五四・〇 八項、第五五・一二項から第 五五・一六項までの各項、第 五八・〇一項、第五八・〇二 項、第五九・〇三項、第五 九・〇六項又は第五九・〇七 項からの変更を除く。）。た だし、産品が、締約国の関税 地域において、裁断され、か つ、縫い合わされ、又は裁断 され、かつ、組み立てられる ことを条件とする。</p>

<p>第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p>	<p>紡織用繊維の中古の物品及びぼろ</p>
<p>六四</p>	<p>六三・〇九―六三・一〇</p>
<p>CC</p>	<p>WO 三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類からの変更を除く。)。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。</p>

<p>第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p>	<p>第七〇類 ガラス及びその製品</p>	<p>第六五類 帽子及びその部分品</p>
<p>七一・〇六</p>	<p>七〇一八・九〇 七〇一八・一〇</p>	<p>六五（ただし、次のものを除く。） 六五・〇一―六五・〇二</p>
<p>CTH（第七一・〇八項又は第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1) 電解分離、熱分離又は</p>	<p>CC CC</p>	<p>CTH CC</p>
<p>VNM六十パーセント</p>		

七二・〇八

化学分離

(2) 当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合

CTH (第七一・〇六項又は第七一・一〇項からの変更を除く。)又は、

第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。

(1) 電解分離、熱分離又は化学分離

(2) 当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合

VNM六十パーセント

七一・一〇

CTH(第七一・〇六項又は第七一・〇八項からの変更を除く。)又は、

第七一・〇六項、第七一・

〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。

(1) 電解分離、熱分離又は化学分離

(2) 当該非原産材料の相互の間又は卑金属との合金化又は融合

CTH(第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。)

VNM六十パーセント

VNM六十パーセント

七一・一三

七二・二四	CTH(第七一・二三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。)	VNM六十パーセント
七二・一五	CTH(第七一・二三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。)	VNM六十パーセント
七二・一六	CTH(第七一・二三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。)	VNM六十パーセント

<p>第七二類 鉄鋼</p>	<p>七二〇・七〇 七二九・三一―七二九・九〇 七二五・五〇―七二五・九九 七二六・九二―七二六・九九</p>	<p>CTSH CTSH CTSH CTSH</p>	<p>VNM六十パーセント VNM六十パーセント VNM六十パーセント VNM六十パーセント</p>
<p>第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>八五二三・五一―八五二三・五九 八五四一・一〇―八五四一・六〇</p>	<p>CTH（第八五・四二項からの変更を除く。） CTH又は拡散工程 注釈 第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号又は第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号に分類される産品のための規則の適用</p>	<p>VNM六十パーセント VNM六十パーセント</p>

<p>第九四類 家具、寝具、マットレス、 マットレスサポート、クツ ションその他これらに類す る詰物をした物品並びにラ</p>	<p>第九一類 時計及びその部分品</p>	
<p>九四〇一・九〇 九四〇四・二二―九四〇四・二九</p>	<p>九一（ただし、次のものを除く。） 九一―三・九〇</p>	<p>八五四二・三二―八五四二・三九 八五四三・七〇―八五四三・九〇</p>
<p>CC CC</p>	<p>CC CTH</p>	<p>CTH又は拡散工程 CTH（第八五・四二項か らの変更を除く。）</p> <p>上、「拡散工程」と は、適切な不純物を選 択的に注入することに より半導体が基板上に 形成される工程をい う。</p>
	<p>VNM四十パーセント</p>	<p>VNM六十パーセント VNM六十パーセント</p>

<p>第九六類 雑品</p>	<p>ンプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>
<p>九六・〇一 九六・〇五</p>	<p>九四〇四・九〇 布団 その他のもの</p>
<p>CC CC</p>	<p>CTH CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）</p>